



いじめの重大事態とは？

校長 佐久間 康弘

学校でのいじめについて、ニュースなどで心を痛める報道が伝えられています。いじめの「定義」や「重大事態」について認識を共有するため確認します。いじめは、行為の対象となった子供が心身に苦痛を感じているかどうかによって決まると法律で定められています。たとえ、互いにちょっとした出し合う関係であっても、苦痛を感じている関わり方であれば、「いじめ」になります。

- ・ リストカットなどの自傷行為や自殺を企図した。
- ・ 暴力を受け、大きな怪我、骨折、脳震盪等を負った。
- ・ 刃物でさされそうになった。
- ・ 心的外傷後ストレス障害と診断された。
- ・ 嘔吐や腹痛などの心身性の身体反応が続いた。
- ・ 多くの人の前でズボンや下着を脱がされた。
- ・ 複数の子どもからお金を渡すよう強要され、総額 1 万円を渡した。
- ・ スマートフォンを故意に壊された。
- ・ クラスの友達からの厳しい言葉が原因となり、不登校となった。

などが、いじめ重大事態となります。

この場合は、いじめを受けている子供の保護を最優先に行います。そして、学校いじめ対策委員会を開催し、どのように対応をしていくか方針を決めます。併せて、教育委員会に報告し、協力を仰ぎます。犯罪行為として取り扱う場合は、警察に相談し、連携して対応します。

本校では、いじめ重大事態にならないよう、小さいいじめにおいても未然に防ぐために、毎月「心と体の健康アンケート」を実施し、いじめの早期発見に努めます。また、4月28日には子供たちに、東京都教育委員会に直接相談できるシートも手渡しました。学校に相談しにくい場合は相談シートを投函してください。切手なしで都庁に郵送されます。

6月、11月、2月には、ふれあい月間としていじめについて様子を聞くアンケートを実施し、東京都にも報告をしてまいります。

いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こり得ることです。子供たち一人一人が安心して楽しく学校生活を送れるようにしていくためには、大人が子供たちに適切にかかわり、子供たちがよりよい人間関係をつくれることが大切です、そのためにご家庭と連携していきます。

授業だけでなく、学校生活を通して、互いを尊重し合うこと、仲間の大切さなど、人とのかわりを学べるよう取り組みます。

《お知らせ》

○学習ソフトについて、本校で活用していました「すらら」ソフトを板橋区教育委員会が令和7年度より契約し採用されることになりました。併せて、ベネッセのドリルパークが契約終了となりましたのでご承知おきください。

○今年度は、ポプラ社株式会社と教育連携し、電子児童図書と百科事典をクロームブックから5月より無料で利用できるようになります。ぜひご活用ください。